

## 新潟市庁議要綱

### (設置)

第1条 市政に関する重要事項の周知を図るとともに、意見及び情報の交換を行うため、庁議を置く。

### (組織)

第2条 庁議は、次の者をもって構成する。

- (1) 市長、副市長、教育長、新潟市土地開発公社理事長及び水道局長
  - (2) 消防局長、市民病院事務局長及び議会事務局長
  - (3) 新潟市事務専決規程（平成19年訓令第9号）第2条に定める部長及び区長
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を構成員とすることができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、行政委員会事務局長や全庁的な政策形成に携わる者などをオブザーバーとして出席させることができる。

### (主宰)

第3条 庁議は、市長が主宰する。

### (庁議の開催)

第4条 庁議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、各月第1、第3月曜日の午前9時から開催する。ただし、事務の都合により変更し、又は中止することができる。
- 3 臨時会は、市長が必要の都度開催する。

### (議題)

第5条 庁議の構成員は、次に掲げる事項について庁議に付すべきときは、その要旨及び資料を庁議の開催日の前週金曜日までに総務部長に送付しなければならない。ただし、前条第2項但書により開催日を変更した場合及び緊急を要するものについては、この限りでない。

- (1) 全庁的に情報共有すべき事項
  - (2) 各部に取り組みを依頼する事項
  - (3) 重要な制度改正
  - (4) 意見交換したい政策課題
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 総務部長は、前項の規定により送付された要旨及び資料を整理し、当該事項を庁議に付さなければならない。

### (庶務)

第6条 庁議の庶務は、総務部総務課で処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。